

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成25年6月13日(2013.6.13)

【公表番号】特表2012-504484(P2012-504484A)

【公表日】平成24年2月23日(2012.2.23)

【年通号数】公開・登録公報2012-008

【出願番号】特願2011-529515(P2011-529515)

【国際特許分類】

B 01 J 23/76 (2006.01)

B 01 J 23/10 (2006.01)

B 01 D 53/94 (2006.01)

B 01 J 37/10 (2006.01)

【F I】

B 01 J 23/76 A

B 01 J 23/10 Z A B A

B 01 D 53/36 1 0 2 C

B 01 J 37/10

【誤訳訂正書】

【提出日】平成25年4月22日(2013.4.22)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0020

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0020】

本発明の別の有利な実施形態によれば、触媒は、固溶体の形態で提供される。本詳細な説明の意味の範囲内で、用語「固溶体の形態で提供される」は、触媒が、空気下でか焼した後、水(15容積%)の存在下において1050の温度において48時間の間、固溶体型の結晶構造を示すという事実を意味するものと解される。この場合、上記条件下でか焼した後の触媒についてX線回折により得られる回折図により、触媒内で、単一の結晶相の存在のみが表される。この相は、一般に、フッ素型の立方結晶対称の明確に識別可能な相であり、従って、酸化セリウム中のラントン、ジルコニウムおよび他の任意選択の希土類金属の純粋な固溶体の存在を反映する。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

触媒として、セリウムおよびラントンに基づき、酸化ジルコニウム、並びにセリウムおよびラントン以外の希土類金属から選択される元素の少なくとも1種の酸化物をさらに含む酸化物を使用することを特徴とする、N₂Oを分解する方法であって、

該触媒は、空気下でか焼した後、水の存在下で1050の温度で48時間の間、固溶体の形態で提供される

方法。

【請求項2】

コバルト、鉄、銅および亜鉛から選択される少なくとも1種の他の元素をさらに含む触

媒を使用することを特徴とする、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

他の希土類金属が、プラセオジム、ネオジム、ガドリニウムまたはイットリウムである上記型の触媒を使用することを特徴とする、請求項1または2に記載の方法。

【請求項4】

ランタン元素ならびに任意のセリウムおよびランタン以外の希土類金属の全比率が、触媒の全重量に対して多くとも15重量%のこの、またはこれらの元素（ランタン+当該セリウムおよびランタン以外の希土類金属）の酸化物である、触媒を使用することを特徴とする、請求項1から3の一項に記載の方法。

【請求項5】

酸化ジルコニアの比率が、触媒の全重量に対して多くとも40重量%である、触媒を使用することを特徴とする、請求項1、3または4に記載の方法。

【請求項6】

コバルト、鉄、銅および亜鉛から選択される少なくとも1種の他の元素を、この元素の酸化物として、触媒の全重量に対して多くとも15重量%でさらに含む触媒を使用することを特徴とする、請求項2に記載の方法。

【請求項7】

硝酸またはアジピン酸を調製する方法において用いることを特徴とする、請求項1から6の一項に記載の方法。